

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

5 教育委員会

(1) 教育総務課（図書館含む）

監査結果	措置等結果
<p>① 金庫で管理している現金等について（中央図書館）</p> <p>財務規則上速やかに入金処理をすることになっている。手数料等の現金を受け取ってから1月毎に入金処理を行っているとの説明であったが、入金サイクルを早め速やかに入金処理することを検討されたい。</p>	<p>① 1月毎に入金処理していたところを半月毎に入金処理するよう改善した。</p>
<p>② 教職員住宅使用料（過年度分）について</p> <p>未収入金が1件（150,000円）発生している。催促等を実施しているが、消息不明で滞納者本人と接触ができていないとの説明を受けた。</p> <p>税務課とも連携して情報把握を行い、債権回収に努める必要がある。</p> <p>また、回収の見込みがない場合は、不納欠損処理を行うことも検討する必要があるが、その際、必要な徴収努力を行った結果であることは言うまでもない。</p>	<p>② 税務課と金城分室が連携して情報把握・催促をしていたが、税務課も接触ができなくなったと報告を受けている。不納欠損処理を検討する必要がある。</p>
<p>③ 学校給食費の滞納について</p> <p>学校給食費の徴収は、私債権であり、学校職員による徴収が中心で、市（教育委員会）は関与していないとのことである。</p>	<p>③ 学校から相談があった場合は、適宜対応している。</p>

<p>滞納繰越分は何年も継続しているものと推測され、滞納が 400 万円以上発生している（令和 3 年度現在）が、欠損処理する組織が無いことと納付している人の不公平感が生じてはいけないことから処理できていない実態がある。</p> <p>滞納債権の回収について、学校に全てを任せることではなく、スキル等の情報提供も含めどのように市が関与していくのか検討を進め、実務的な滞納処分の運用を図られたい。</p>	
---	--